

## 2 4 事項以外の窓口業務の市場化テストについて

## 1. 「法律の特例」と「2 4 事項」との関係

## (1) 「法律の特例」

< 公共サービス改革法（平成18年7月7日施行）第34条 >

- ・ 公共サービスの実施を民間委託する場合に、法律上の制約があるものについて、公共サービス改革法で「法律の特例」を規定、規定された業務を「特定公共サービス」という
- ・ 現在、地方公共団体関連の業務では窓口6業務がある
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍謄本等の交付の請求の</li> <li>納税証明書の交付の請求の</li> <li>外国人登録原票の写し等の交付の請求の</li> <li>住民票の写し等の交付の請求の</li> <li>戸籍の附票の写しの交付の請求の</li> <li>印鑑登録証明書の交付の請求の</li> </ul>	}	受付および引渡し
---	---	----------
- ・ 郵便局への委託（「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」第2条）を参考に法律の特例を規定

## (2) 「2 4 事項」

< 平成20年1月17日付内閣府通知、HPに掲載 >

- ・ 公共サービス改革法に基づかなくても、公務員が常駐する場所で市町村の適切な管理の下にあれば、申請の受付、文書の引渡しに加え、端末操作、台帳への記載、書類の作成などを民間委託できることを明確化<法律上の制約がないことを確認したもの>
  - （この場合においても、審査・決定といった最終的な判断行為については公務員が行うこと）
- ・ 市町村のニーズを基に、市町村の窓口業務で共通する件数の多い業務（事項）について、根拠となる法律等を所管する省庁と協議の結果、市場化テストも含めた民間委託が可能な範囲、留意事項等を明らかにした通知
- ・ 公共サービス改革法施行後に出された関係省の通知の中で、民間委託ができないとされていた「住民基本台帳、課税台帳との突合、住民基本台帳システムへのアクセス」について、今回の通知において民間委託が可能であると明確化

## 2. 2.4 事項以外の業務にかかる市場化テストについて

### (1) 公共サービス改革法

- ・市場化テストを実施するかどうかは地方公共団体の自主的な判断
- ・法律の特例に規定された業務（「特定公共サービス」、地方公共団体関連では法第34条に規定する窓口6業務）については、公共サービス改革法に基づき市場化テストを実施
- ・法律の特例を講じる必要のない業務については、地方自治法等の規定に基づき市場化テストの実施が可能（法に基づかない市場化テスト）

### (2) 地方自治法

地方自治法の大改正（地方分権一括法、平成12(2000)年4月1日施行）

国と地方の役割分担を明記

**第1条の2** 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

「機関委任事務」の廃止、「自治事務」「法定受託事務」を定義。

（地方自治法第2条第8項、第9項）

- ・「自治事務」…地方公共団体が処理する事務のうち、「法定受託事務」以外のもの
  - ・法令に基づく自治事務
  - ・条例、規則等に基づく自治事務（印鑑登録、住居表示証明など）
- ・「法定受託事務」
  - 「第一号法定受託事務」…「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの

として法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」

「第二号法定受託事務」...「法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」

#### 自治事務の特色

##### ・国の配慮

・法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が**自治事務**である場合においては、国は、**地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮**しなければならない。(法第2条第13項)

##### ・法定受託事務との違い

- ・国等の関与は、4類型のみ(後述)
- ・地方自治法で規定する処理基準は法定受託事務のみ(後述)

#### 地方公共団体の事務に関する留意点

- ・普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。(法第2条第2項)
- ・地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。(法第2条第16項)
- ・前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。(法第2条第17項)
- ・普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。(法第14条第1項)
- ・普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。(法第15条第1項)

#### 地方公共団体の事務に関する国等の関与

- ・関与の法定主義...関与には法令の根拠が必要(法第245条の2)
- ・関与の基本原則...必要最小限の関与(法第245条の3)
- ・関与の基本類型(9類型)...「助言又は勧告」「資料の提出の要求」「是正の要

求」「同意」「許可、認可又は承認」「指示」「代執行」「協議」「一定の行政目的を実現するため具体的かつ個別的に関わる行為」

- ・自治事務への関与の基本(4類型)…「助言又は勧告」「資料の提出の要求」「是正の要求」「協議」

- ・技術的な助言

・各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。（法第245条の4）

- ・処理基準

・各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。（法第245条の9）

### (3) まとめ

- ・従前の通達行政は見直され、国の地方公共団体に対する関与は「技術的な助言」、「処理基準（法定受託事務のみ）」といった必要最小限な関与に制限された。
- ・地方公共団体は、法令（法律又はこれに基づく政令）に反しない限り、事務を処理することができる。
- ・24事項の通知については、内閣府が各業務の根拠となる法令を所管する省庁の「民間委託可能な業務の範囲にかかる法令の解釈」を明らかにするとともに、「共通する留意事項」を取りまとめたもの。
- ・24事項以外の業務についても、法令に反しない限り、地方公共団体は市場化テストを実施することが可能。

民間委託するにあたり、法律上の制約のある業務とは何か。

(例) 窓口業務の場合の「最終的な判断行為」、徴収業務の場合の「滞納処分」  
次回のテーマ「公権力の行使」において検討